

外貨当座預金規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、当行所定の取立手数料をいただきます。

2. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を外貨当座預金元帳から引落し、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (2) この預金については手形、小切手の振出はできません。

5. (支払の選択)

同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (外国通貨現金による支払い)

外国通貨現金による支払請求があった場合、当行の都合により、支払日における当行所定の為替相場によって換算した当該外国通貨額相当の本邦通貨で支払うことがあります。

7. (他通貨による受入れ、支払い)

この預金と異なる通貨を受入れる場合、またはこの預金と異なる通貨により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。

8. (手数料)

この預金の預入れ、解約または払戻しについては当行所定の取扱手数料をいただきます。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によ

って取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 印章を失った場合のこの預金の解約または払戻しは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 本条第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(4) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (利息)

この預金には利息をつけません。

12. (残高の報告)

この預金の受払いまたは残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

13. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

14. (預金の解約)

この預金口座を解約するときは、取扱店に申出てください。

15. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

16. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2020年3月16日